


令和3年1月25日

飯豊町議会議長 菅野富士雄様

飯豊町議会議員政治倫理審査会

委員長 高橋亨一 

### 審査結果報告書

令和2年12月21日付けで提出された審査請求について、飯豊町議会議員政治倫理条例第5条第1項の規程に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

1 審査対象議員の氏名  
遠藤忠議員

2 審査請求の対象となった事由の該当条項  
飯豊町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号

3 審査請求の事由

遠藤忠議員が行った持続化給付金のサポート活動に対する疑惑が記載された議長あての投書が令和2年12月1日に受け付けられた。

記載内容確認のため、同月4日の議会運営委員会、10日及び15日の全員協議会において遠藤忠議員に求めた説明が二転三転しており、はなはだ遺憾である。

投書に記載されていること、議会に対する説明などの言動が飯豊町議会議員政治倫理条例に違反する疑いが思料されるため。

4 審査の結果

① 審査請求の適否について

令和2年12月21日に提出された審査請求の内容は適当であると認める。

② 審査の結果について

飯豊町政治倫理条例第3条第1項第1号の規程に違反していると判断する。  
(理由)

第一に、審査会における文書及び口頭質問に対し、遠藤忠議員からは回答や答弁の拒否が数多くみられた。また、受給者から受け取ったサポート料の取り扱いの説明が二転三転し、誠実かつ真実性を欠いていた。

このことは、同条例に定める「不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をし

てはならない」に違反しているとの疑念を深める結果となった。

第二に、審査会において、遠藤忠議員は、「受け取ったサポート料は弁護士と相談して12月末まで返還した」と回答したが、なぜ返還する必要があったのか。この問題が表面化した以後の対応であり、更に疑惑を増幅している。

第三に、遠藤忠議員が申請代行の対価として手数料を得て業とした行為は、行政書士法第19条に抵触すると判断せざるを得ない。

第四に、政治倫理条例による「政治倫理基準に抵触すると思うか」との質問に対し、抵触していることを認めた。

第五に、この度の遠藤忠議員の一連の行為は、議会運営における最高規範である飯豊町議会基本条例第14条第2項の飯豊町議会政治倫理に関する決議「第2条 議員は品位と名誉を損なうような一切の行動を慎み、不正な疑惑の持たれる行動をしてはならない」「第5条 議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら真摯な態度を持って疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない」に対し、遵守しているとは到底言い難く、町民及び議会の信頼を著しく損ねるものである。

5 審査会意見 議員辞職勧告相当であると判断する。